

第14回定時株主総会招集ご通知
(電子提供措置事項のうち交付書面省略事項)

その他株式に関する重要な事項
新株予約権等の状況
会計監査人の状況
業務の適正を確保するための
体制及び当該体制の運用状況
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表
連結計算書類に係る会計監査報告
計算書類に係る会計監査報告
監査役会の監査報告

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

ロードスターキャピタル株式会社

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面(電子提供措置事項記載書面)への記載を省略しております。

その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

新株予約権の名称	第2回新株予約権	第6回新株予約権
発行決議日	2016年12月27日	2020年5月15日
新株予約権の数	3個	25個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 12,000株 (新株予約権1個につき4,000株)	普通株式 25,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の払込金額	-	-
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 1,852,000円 (1株当たり463円)	新株予約権1個当たり 604,000円 (1株当たり604円)
権利行使期間	2018年12月28日から 2026年12月27日まで	2023年5月16日から 2030年5月15日まで
行使の条件	(注)1	(注)2
役員 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	
	新株予約権の数 3個 目的となる株式数 12,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 25個 目的となる株式数 25,000株 保有者数 1名

(注)1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の役職員及び業務委託先(ただし、当社取締役会の決議にて認められた委託先に限る。)その他これに準ずる地位(以下、「権利行使資格」という。)を保有していることといたします。ただし、任期満了による退任、定年退職、又はその他権利行使資格を喪失した場合で当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではありません。
- (2) 新株予約権者が、当会社の取締役会の事前の承諾なくして、他社の役職員に就任し、若しくは就任することを承諾した場合又は当会社の事業と直接的若しくは間接的に競合する事業を営んだ場合には、新株予約権者は新株予約権を行使することはできません。
- (3) 新株予約権者に法令又は当会社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合、新株予約権者は新株予約権を行使することはできません。
- (4) 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできません。
- (5) 新株予約権の1個を分割して行使することはできません。
- (6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによります。

- (7) 2017年11月15日開催の取締役会決議により、2017年12月15日付で普通株式1株につき2株の株式分割、2018年10月30日開催の取締役会決議により、2018年11月30日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。
- (8) 本新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

(注)2 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任及び定年退職によりいずれの地位にも該当しなくなった場合については、その地位に該当しなくなった時点から2年を経過した日または行使期間の末日のいずれか早く到来する日において、新株予約権者は、未行使の本新株予約権全部を放棄するものとします。また、その他の理由に基づき当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員でなくなった場合について、新株予約権を行使する権利を保持することに正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、その死亡時において新株予約権者本人が行使しうる株式数を上限として新株予約権者死亡後6か月以内(ただし、行使期間の末日までとする。)に限りこれを行使することができます。共同相続の場合は、共同相続人全員の協議によって定める代表者1名によって、その死亡時において新株予約権者本人が行使しうる株式数を上限として新株予約権者死亡後6か月以内(ただし、行使期間の末日までとする。)においてこれを行使することができるものとします。なお、その相続人が死亡した場合、本新株予約権の再度の相続はできないものとします。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。
- (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできません。
- (5) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによります。
- (6) 本新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

② その他新株予約権等に関する重要な事項
 当社役員、従業員等に交付された新株予約権等の重要な状況

新株予約権の名称		第7回新株予約権	第9回新株予約権
発行決議日		2022年6月15日	2024年6月20日
新株予約権の数 (注)1		60個	65個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 60,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式 65,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の 新払込金額		新株予約権1個当たり 13,360円	新株予約権1個当たり 5,840円
新株予約権の行使に 際して出資される 財産の価額		(注)2	(注)4
権利行使期間		2025年6月16日から 2032年6月15日まで	2027年6月21日から 2034年6月20日まで
行使の条件		(注)3	(注)5
役員 保有状況 (注)1	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 60個 目的となる株式数 60,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 60個 目的となる株式数 60,000株 保有者数 3名
	監査役	—	新株予約権の数 5個 目的となる株式数 5,000株 保有者数 1名

(注)1 当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。

(注)2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たり権利行使価額 1,530,000円 (1株当たり1,530円)

但し、本新株予約権の発行後、剰余金の配当を実施した場合には、その都度、次に定める算式をもって行使価額を調整します。

調整後行使価額＝調整前行使価額×(時価－配当額)÷時価

(注)3 新株予約権の行使の条件

- (1) 行使期間の初日から末日までのある暦月において、各取引日における東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日を除く。)が一度でも当該時点における本新株予約権の行使価額に50%を乗じた価額を下回った場合、新株予約権者は、当該時点において残存する本新株予約権の全てを行使期間の末日までに行使しなければならないものとします。ただし、次に掲げる場合はこの限りではありません。
 - (イ) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - (ロ) 当社が法令や東京証券取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - (ハ) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他割当日において前提とされていた事情に大きな変更

が生じた場合

- (二) その他、当社が新株予約権者の信頼を害すると客観的に認められる行為を行った場合
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、執行役、監査役(法改正によりこれらに類する地位が生じた場合はそれも含む。)または従業員であることを要します。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めません。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできません。
- (6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによります。
- (注)4 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権1個当たり権利行使価額 2,975,000円 (1株当たり2,975円)
但し、本新株予約権の発行後、剰余金の配当を実施した場合には、その都度、次に定める算式をもって行使価額を調整します。
調整後行使価額＝調整前行使価額×(時価－配当額)÷時価

(注)5 新株予約権の行使の条件

- (1) 行使期間の初日から末日までのある暦月に各取引日における東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日を除く。)が一度でも本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日である2024年6月19日の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値である金2,780円に30%を乗じた価額を下回った場合、新株予約権者は、当該時点において残存する本新株予約権の全てを行使期間の末日までに行使しなければならないものとします。ただし、次に掲げる場合はこの限りではありません。
- (イ) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
- (ロ) 当社が法令や東京証券取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
- (ハ) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他割当日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
- (二) その他、当社が新株予約権者の信頼を害すると客観的に認められる行為を行った場合
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、執行役、監査役(法改正によりこれらに類する地位が生じた場合はそれも含む。)または従業員であることを要します。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めません。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。

- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできません。
- (6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによります。

会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人であった有限責任監査法人トーマツは、2025年3月27日開催の第13回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 上記報酬以外に、当事業年度において、前任会計監査人である有限責任監査法人トーマツに対して、会計監査人交代に伴う引継関連業務の報酬100万円を支払っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制として、「内部統制システム構築の基本方針」を定めており、当該方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。当該方針の内容は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
 - a. 取締役の職務の執行にかかる情報は、社内規程の定めその他、法令・定款に従い適切に保管・管理する体制を構築しております。
 - b. 保管・管理されている情報は、取締役及び監査役から要請があった場合は適時閲覧可能な状態を維持しております。

- ② 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
損失の危険の管理に関する体制は、社内外の情報が集まる取締役会において、リスクの認識・評価・予防策・対応策の検討及び実施を行います。また、必要に応じて各部署の担当者を取締役会に出席させ、リスクの識別と評価に関して報告を実施いたします。

- ③ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則毎月1回の定時取締役会の開催その他、必要に応じて随時臨時取締役会を開催することにより、業務執行に関わる意思決定を行っております。
 - b. 業務執行に関しては、社内規程により権限と責任を定めており、必要に応じて随時見直しを行っております。

- ④ 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 当社においては取締役の職務執行を監督する取締役会及び監査する権限を持つ監査役会を設置し、社外役員(社外取締役又は社外監査役)を選任することにより、取締役の職務の執行について厳正な監視を行い、取締役の職務の執行が法令、定款及び社内規程に適合することを確保しております。
 - b. 内部監査室を設置し、当社及び子会社も含めた当社グループ全体に対して法令、定款及び社内規程の遵守状況の監査、問題点の指摘及び改善策の提案等を行っております。

- ⑤ 当社の子会社の取締役、従業員の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社の子会社の取締役として当社の取締役を兼任させることで職務執行の状況について随時把握するとともに、当社の取締役会で子会社の職務執行の状況について当該取締役が報告を行っております。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項
監査役会又は監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役を補助する使用人として、必要な人員を配置しております。
- ⑦ 監査役を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役を補助する使用人の独立性を確保するために、監査役を補助する使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の同意を得るものとしております。
- ⑧ 監査役を補助する使用人に対する監査役からの指示の実効性の確保に関する事項
- a. 監査役の業務を補助すべき使用人に対する指揮権は、監査役が指定する補助すべき期間中は、監査役に移譲されるものとし、代表取締役の指揮命令は受けないものとしております。
 - b. 前項の内容を当社の役員及び使用人に周知徹底しております。
- ⑨ 当社グループにおいて、取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- a. 監査役及び社外監査役は、取締役会に出席して重要事項等の報告を受けております。
 - b. 当社グループにおいて、役員及び使用人は会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは直ちに当社の監査役に報告するものとしております。
- ⑩ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- a. 当社は、監査役に報告したことを理由として、当該報告を行った役員及び使用人に対しいかなる不利な取扱いを行ってはならないものとしております。
 - b. 前項の内容を当社の役員及び使用人に周知徹底しております。

- ⑪ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- a. 監査役は、必要に応じて弁護士、公認会計士、その他の外部専門家を活用し、費用を支出する権限を有しております。
 - b. 監査役がその職務の執行について費用の支出の請求をしたときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、当社より速やかに支払うものとしております。
- ⑫ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 代表取締役は、監査役と可能な限り会合を持ち、取締役会での業務報告とは別に会社運営に関する意見交換ほか、意思疎通を図るものとしております。
 - b. 監査役は定期的に会計監査人、内部監査室と協議の場を設け、実効的な監査を行うための情報交換を行うものとしております。
- ⑬ 反社会的勢力を排除するための体制
- 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては外部弁護士や警察等とも連携し毅然とした姿勢で対応しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について内部監査室を中心に継続的に監査を実施しており、代表取締役にその内容を報告しております。また、監査の結果判明した問題点については、是正措置を講じ、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

なお、当社の取締役会は、取締役6名で構成されており、その取締役会には取締役及び監査役が出席して、各取締役から業務執行状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・決議を行っております。

議場において社外取締役は、独立した立場から決議に加わるとともに、経営の監視・監督を行っており、各監査役についても同様に経営の監査を行っております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年 1月 1日から)
(2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
当連結会計年度期首残高	1,402	1,670	24,882	△2,824	25,131
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当	－	－	△1,159	－	△1,159
自己株式の処分	－	391	－	173	564
親会社株主に帰属する 当期純利益	－	－	7,976	－	7,976
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)	－	－	－	－	－
当連結会計年度 変動額合計	－	391	6,817	173	7,382
当連結会計年度末残高	1,402	2,062	31,699	△2,651	32,513

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	△44	△44	555	0	25,642
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当	－	－	－	－	△1,159
自己株式の処分	－	－	－	－	564
親会社株主に帰属する 当期純利益	－	－	－	－	7,976
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)	△46	△46	△50	16	△80
当連結会計年度 変動額合計	△46	△46	△50	16	7,301
当連結会計年度末残高	△91	△91	504	16	32,943

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 14社
- ・主要な連結子会社の名称
ロードスターインベストメンツ株式会社
ロードスターファンディング株式会社

LD1合同会社

LD1合同会社を営業者とする匿名組合

LD2賢島合同会社

LD2熱海合同会社

LD2仙石原合同会社

LD2京都合同会社

LD2御代田合同会社

LD2宜野座合同会社

Hash Dash Holdings株式会社

Hash Dash株式会社

・連結範囲の変更

当連結会計年度において、当社が新たに設立した100%子会社であるHDI株式会社を通じて、Hash Dash Holdings株式会社の全株式を取得いたしました。これにより、HDI株式会社、Hash Dash Holdings株式会社、Hash Dash Holdings株式会社の子会社であるHash Dash株式会社及びその他1社を連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、LD1合同会社及びその他7社の決算日は10月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要取引については連結上必要な調整を行っております。

また、Hash Dash Holdings株式会社及びその他2社の決算日は3月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、匿名組合出資金については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方式によっております。

ロ. デリバティブ

時価法を採用しております。

ハ. 棚卸資産

販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。なお、事業の用に供している販売用不動産及び賃貸中の販売用不動産については有形固定資産に準じて減価償却を行っております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は4年から8年であります。

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. コーポレートファンディング（不動産投資）事業

顧客との不動産売買契約に基づき保有物件の引き渡しを行う義務を負っております。

当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該物件の引渡時点において収益を認識しております。

ロ. コーポレートファンディング（ホテル運営）事業

運営委託先を通じて宿泊者に対する宿泊及び飲食等に関するサービス提供の履行義務を負っていません。

当該履行義務は、運営委託先が宿泊者へサービスを提供した時点で充足されるものであり、当該時点

において収益を認識しております。

ハ、アセットマネジメント事業

顧客とのアセットマネジメント契約に基づき運用資産の管理、賃貸等の運用及び資金調達等に係る業務、運用資産の取得又は譲渡を行う運用に係る業務を提供する履行義務を負っております。

運用資産の管理、賃貸等の運用及び資金調達等に係る業務の履行義務は、アセットマネジメント契約に基づく役務提供を行った時点で充足されるものであり、当該契約期間にわたり収益を認識しております。

また、運用資産の取得又は譲渡を行う運用に係る業務の履行義務は、運用資産を受け入れ又は引き渡される一時点で充足されるものであり、当該受入又は引渡時点において収益を認識しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発生する期間において定額法により償却を行う予定であり、償却期間は現在算定中であります。

⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等は個々の資産の取得原価に算入しております。

繰延資産の処理方法

株式交付費・・・支出時に全額費用として処理しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

販売用不動産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
販売用不動産	92,568百万円
棚卸資産評価損（売上原価）	—

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

正味売却価額が帳簿価額より下落している場合には、当該正味売却価額で測定し、帳簿価額との差額を棚卸資産の評価損として認識しております。

当社グループは、原則として保有するすべての販売用不動産について不動産鑑定評価又は不動産鑑定士による調査報告書を入手しております。正味売却価額の見積りに当たっては、当該評価等を基に必要に応じて当社グループにおいて想定する将来の需要の変化等を考慮しております。

インフレ及び金利の動向等により景気の先行きは変動しますが、当連結会計年度末で入手可能な外部情報に基づく不動産市況が将来においても継続すると仮定して、棚卸資産の評価の見積りを行っております。なお、本連結会計年度において棚卸資産評価損の計上はありませんでした。

将来において不動産市場における需要の変化等、仮定の変化に伴い正味売却価額が低下した場合には、棚卸資産評価損を計上する等、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

販売用不動産	92,567百万円
建物	67百万円
土地	87百万円
計	92,722百万円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	10,282百万円
長期借入金	58,067百万円
計	68,350百万円
(うちノンリコースローン)	(16,000百万円)

③ ノンリコース債務

ノンリコースローン長期借入金	16,000百万円
----------------	-----------

④ ノンリコースローン長期借入金に対応する資産

販売用不動産	18,768百万円
--------	-----------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 105百万円

(3) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため主要取引金融機関と当座貸越契約を締結しております。当座貸越契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	1,000百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	1,000百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 21,444,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効発生日
2025年 3月27日 定時株主総会	普通株式	1,159百万円	70.00円	2024年 12月31日	2025年 3月28日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効発生日
2026年 3月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,448百万円	86.00円	2025年 12月31日	2026年 3月30日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 377,000株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については、銀行等の金融機関からの借入により資金を調達しております。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である営業貸付金は顧客の信用リスクに晒されております。

預け金は主にクラウドファンディング事業において投資家から預かった金銭を信託したものであります。

投資有価証券は主にその他有価証券であり、純投資目的で保有しているため、市場価格の変動リスクに晒されております。その他は、非上場株式及び匿名組合出資金であるため市場価格変動リスクはありませんが、発行体の信用リスクに晒されております。

匿名組合出資預り金及び預り金の一部はクラウドファンディング事業において投資家が出資した金銭等であり、流動性リスクに晒されております。

借入金は、主に不動産投資物件の取得のための調達を目的としたものであり、最終返済期日は、決算日後で最長36年後であります。借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、借入金に係る金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした取引であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、顧客ごとの期日管理、残高管理及び担保となる不動産に根抵当権を設定することによりリスク低減を図っております。

預け金は日証金信託銀行に金銭を信託したものであり、契約不履行により生じる信用リスクは僅少であると判断しております。

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握することにより管理しております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ. 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。

ハ. 金融負債に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

借入金については担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。匿名組合出資預り金については匿名組合契約に基づき資金繰計画を作成・更新するとともに、分別管理や手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

また、預り金のうち投資家が出資した金銭については、分別管理や手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動価格を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

	連結貸借対照表計上額(*1)	時価(*1)	差額
営業貸付金	9,272百万円	9,237	(34)
投資有価証券(*4)			
その他有価証券	187	187	—
長期借入金(*5)	(69,118)	(69,114)	3
匿名組合出資預り金	(11,141)	(11,107)	34
デリバティブ取引	516	516	—

(*1) 負債に計上されている項目については、()で表示しております。

(*2) 「現金及び預金」、「短期借入金」及び「未払法人税等」については現金及び短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*3) 「預け金」及び「預り金」のうち投資家が拠出した金銭にかかる部分については、投資家からの要求に基づき随時信託金銭の回収及び投資家への返金が可能であり、その支払額は帳簿価額と一致しております。また、その他の「預け金」及び「預り金」については短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*4) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。また連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項の取扱いを適用しており、「投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式等	0
匿名組合等への出資	10

(*5) 長期借入金は、1年内返済予定の長期借入金と長期借入金の合計額を記載しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプット、観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	187	-	-	187
デリバティブ取引 金利関連	-	516	-	516

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
営業貸付金	-	9,237	-	9,237
長期借入金	-	69,114	-	69,114
匿名組合出資預り金	-	11,107	-	11,107

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しているため、レベル2の時価に分類しております。

営業貸付金及び匿名組合出資預り金

これらの時価は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定、もしくは元金から貸倒見積高を控除した額を期末時点のリスクフリーレートにて割り引いて算定しており、重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント						合計
	不動産関連事業						
	コーポレートファ ンディング (不動産 投資)	コーポレートファ ンディング (不動産 賃貸)	コーポレートファ ンディング (ホテル 運営)	アセット マネジメ ント	クラウド ファンデ ィング	その他	
顧客との契約 から生じる収益	34,228	217	4,261	1,763	-	10	40,481
その他の収益 (注)	-	3,308	-	-	829	15	4,152
外部顧客への 売上高	34,228	3,525	4,261	1,763	829	25	44,633

(注) 「その他の収益」には、主に、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日)に基づく賃貸収入等、及び企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく利息収入等、並びに金融商品の組成又は取得に際して受け取る手数料が含まれております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

当社グループの契約残高は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2025年12月31日)
顧客との契約から生じた債権(期首)	588
顧客との契約から生じた債権(期末)	568
契約負債(期首)	750
契約負債(期末)	790

(注)1. 当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは750百万円であります。

2. 顧客との契約から生じた債権

顧客との契約から生じた債権は主にコーポレートファンディング(ホテル運営)事業にて認識された宿泊料等の未回収分であります。これらの債権の回収期間は主に1~2ヶ月以内であります。

3. 契約負債

契約負債は主にコーポレートファンディング(不動産投資)事業において売買契約締結時に受領する手付金であり、当社グループが契約に基づき履行した時点で収益に振り替えられます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループに当初に予想される契約期間が1年超の重要な契約がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,925円19銭
(2) 1株当たり当期純利益	479円56銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. 企業結合に関する注記

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	Hash DasH Holdings株式会社(以下、「HHD」という。)
事業の内容	金融システムの開発・提供

② 企業結合を行った主な理由

当社グループは「不動産とテクノロジーの融合が未来のマーケットを切り開く」というミッションのもと、不動産投資及びFintech領域で事業を展開し、企業価値と株主利益の向上に努めています。FY2025～FY2027の中長期経営計画では、「高度な専門性とITの融合で不動産投資をリードし、独立系企業として唯一無二の存在になる」ことを基本方針とし、M&Aや業務提携も積極的に模索してきました。HHDは、セキュリティトークン・プラットフォーム(ブロックチェーン基盤)を開発/保有しつつ、セキュリティトークン(ST)専業の証券会社であるHash DasH株式会社を子会社にもつ企業であり、当社の事業基盤と高い補完性を有しています。両社の経営資源を融合することで、不動産セキュリティトークン・オフERING(STO)を一気通貫で実現し業界の構造的課題を解消することができ、また当社グループにとっても各事業の競争力強化に資すると考えられることから、HHDの株式取得を決定しました。

③ 企業結合日 2025年12月25日(みなし取得日 2025年12月31日)

④ 企業結合の法的形成 現金を対価とする株式取得

⑤ 結合後企業の名称 結合後企業の名称に変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率 取得後の議決権比率 100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の100%子会社であるHDI株式会社が現金を対価として株式を取得したためであります。

(2) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2025年12月31日をみなし取得日としており、当連結会計年度においては貸借対照表のみを連結しております。

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	758百万円
取得原価		758百万円

(4) 主要な取得関連費用の内訳及び金額

アドバイザー費用等 13百万円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん 1,055百万円

なお、のれんは、当連結会計年度において取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額であります。

② 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものです。

③ 償却方法及び償却期間

効果の発生する期間において均等償却する予定であり、償却期間は現在算定中であります。

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	233百万円
固定資産	8百万円
資産合計	242百万円
流動負債	322百万円
固定負債	200百万円
負債合計	522百万円

(7) 取得原価の配分

当事業年度末において、企業結合日における識別可能な資産及び負債の特定並びに時価の算定が未了であり、取得原価の配分が完了していないため、その時点で入手可能な合理的情報に基づき暫定的な会計処理を行っております。

(8) 企業結合が連結会計年度の開始日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当該影響の概算額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

株主資本等変動計算書

(2025年 1月 1日から)
(2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						自 己 株 式
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計	
当 期 首 残 高	1,402	1,392	278	1,670	23,243	23,243	△2,824
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	△1,159	△1,159	-
自 己 株 式 の 処 分	-	-	391	391	-	-	173
当 期 純 利 益	-	-	-	-	7,714	7,714	-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	391	391	6,555	6,555	173
当 期 末 残 高	1,402	1,392	669	2,062	29,798	29,798	△2,651

	株 主 資 本	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 予 約 株 権	純 資 産 計
	株 主 資 本 合 計	その他有価 証券評価差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計		
当 期 首 残 高	23,491	△44	△44	555	24,002
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	△1,159	-	-	-	△1,159
自 己 株 式 の 処 分	564	-	-	-	564
当 期 純 利 益	7,714	-	-	-	7,714
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	△46	△46	△50	△97
当 期 変 動 額 合 計	7,119	△46	△46	△50	7,022
当 期 末 残 高	30,611	△91	△91	504	31,024

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② 関係会社出資金

匿名組合出資金については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方式によっております。

③ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、匿名組合出資金については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方式によっております。

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法を採用しております。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。なお、賃貸中の販売用不動産については有形固定資産に準じて減価償却を行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は4年から8年であります。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を

充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

コーポレートファンディング(不動産投資)事業

顧客との不動産売買契約に基づき当該物件の引き渡しを行う義務を負っております。

当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該物件の引渡時点において収益を認識しております。

(7) その他計算書類の作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等は個々の資産の取得原価に算入しております。

② 繰延資産の処理方法

株式交付費・・・支出時に全額費用として処理しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

損益計算書

前事業年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取配当金」は、営業外収益総額の100分の10を超えたため、当事業年度より、区分掲記しております。

なお、前事業年度の「受取配当金」は0百万円であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

販売用不動産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
販売用不動産	73,799百万円
棚卸資産評価損(売上原価)	—

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「2. 会計上の見積りに関する注記」の(2)に記載した内容と同一であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

販売用不動産	73,798百万円
建物	67百万円
土地	87百万円
計	73,953百万円

② 担保に係る債務	
1年内返済予定の長期借入金	10,282百万円
長期借入金	42,067百万円
関係会社長期借入金	337百万円
計	52,688百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	75百万円
(3) 当座貸越契約	
当社は、運転資金の効率的な調達を行うため主要取引金融機関と当座貸越契約を締結しております。当座貸越契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。	
当座貸越極度額	1,000百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	1,000百万円
(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分したものを除く)	
短期金銭債権	165百万円
短期金銭債務	0百万円
5. 損益計算書に関する注記	
関係会社との取引高	
営業取引以外の取引高	858百万円
6. 株主資本等変動計算書に関する注記	
当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	4,603,101株
7. 税効果会計に関する注記	
(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	
販売用不動産	504百万円
未払事業税	91百万円
未払金	21百万円
支払手数料	64百万円
減価償却超過額	10百万円
資産除去債務	1百万円
役員株式報酬費用	20百万円
投資有価証券評価損	38百万円
その他有価証券評価差額金	42百万円
繰延税金資産合計	794百万円

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.4%
その他	△0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>28.65%</u>

- (3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

なお、この変更による計算書類への影響は軽微であります。

8. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表と同一であります。

9. 関連当事者との取引に関する注記

- (1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ロードスター ファンディング 株式会社	所有 直接 100.0%	資金貸借取引 役員の兼任	資金の借入 (注)3	337	関係会社 長期借入金	337
				資金の返済	500		
				事務手数料 及びアレン ジメントフ ィーの支払	0	-	-
				利息の支払	2	未払費用	0
子会社	ロードスター インベストメンツ 株式会社	所有 直接 100.0%	資金貸借取引 役員の兼任	資金の返済	850	関係会社 短期借入金	-
				事務手数料 及びアレン ジメントフ ィーの支払	3	-	-
				利息の支払	0	-	-
子会社	HDI株式会社	所有 直接 100.0%	資金貸借取引	資金の貸付	760	関係会社 長期貸付金	760
子会社	Hash DasH Holdings 株式会社	所有 間接 100.0%	資金貸借取引 役員の兼任	資金の貸付	300	関係会社 短期貸付金	300

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 一般の取引条件と同等に決定しております。
 3. 当社が保有する販売用不動産を担保として提供しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種 類	会社等の名称 または氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取 引 内 容	取 引 金 額 (百万円)	科 目	期 末 残 高 (百万円)
役 員	岩 野 達 志	被所有 20.3%	当社取締役	有償新株予約権 の 権 利 行 使 (注)2	20	—	—
役 員	久 保 直 之	被所有 2.0%	当社取締役	有償新株予約権 の 権 利 行 使 (注)2	42	—	—

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。
 2. 当社が会社法に基づき発行した新株予約権の権利行使であります。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,812円27銭
 (2) 1株当たり当期純利益 463円78銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月16日

ロードスターキャピタル株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	陶江	徹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中居	仁良

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ロードスターキャピタル株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ロードスターキャピタル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月16日

ロードスターキャピタル株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	陶江	徹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中居	仁良

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ロードスターキャピタル株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査室その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び内部監査室その他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月17日

ロードスターキャピタル株式会社 監査役会

常勤監査役 田 中 宏 ⑩

社外監査役 上 埜 喜 章 ⑩

社外監査役 川 口 綾 子 ⑩

以 上